

## 山添村住宅用蓄電システム設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭における脱炭素化の取組を促進するため、住宅において使用する蓄電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、住宅用蓄電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる蓄電システム（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすもののうち、村長が適当と認めるものとする。

- (1) 電力を繰り返し蓄え、必要に応じて当該蓄えた電力を活用することができるものであること。
- (2) 自らが居住する村内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に設置された太陽光発電システム（発電出力が10kW未満のものに限る。）と接続し、当該太陽光発電システムにより発電される電力を充放電できるものであること。
- (3) 当該住宅用蓄電システムにより供給される電力が、自らが居住する村内の住宅において使用されるものであること。
- (4) 市販されており、一般に購入できるものであること。
- (5) 据え付けて設置できるものとして村長が適当と認めるものであること。
- (6) 未使用品であること。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の第1号から第3号に掲げるいずれかの要件に該当し、第4号から第6号に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 現に自らが所有し、かつ、居住する村内の住宅に補助対象設備を設置する者
  - (2) 自らが居住の用に供するために購入する村内の住宅に補助対象設備を設置する者
  - (3) 当該者以外の者が所有する村内の住宅に居住する者で、当該住宅を所有する者の承諾を受けて、当該住宅に補助対象設備を設置するもの
  - (4) 当該者又は当該者と同一の住所に居住する者が、補助金の交付を受けていないこと。
  - (5) 村税を滞納していないこと。
  - (6) 山添村暴力団排除条例（平成23年12月山添村条例第17号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- 2 前項第2号に該当する者にあつては、第6条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）が属する年度内において当該住宅に居住する見込みであること。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象設備の購入及び設置工事に要する費用

(2) 補助対象設備が設置された住宅の購入の場合は、当該住宅の購入に要する費用のうち補助対象設備に係る費用とする。

(補助金額等)

第5条 補助金額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事の着工前（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合にあつては、当該住宅への入居前）に、山添村住宅用蓄電システム設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 設置する蓄電システムの概要がわかる書類（説明書、パンフレット等）
- (2) 設置に係る業者からの見積書
- (3) 設置している太陽光発電システムの写真又は、太陽光発電システムの設置がわかるもの
- (4) 蓄電システムと太陽光発電システムを連系する旨の念書（第2号様式）
- (5) 住宅の位置図
- (6) 設置箇所の写真
- (7) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード又は写真付きの住民基本台帳カード等の写し等）
- (8) 蓄電システム設置に係る承諾書（第3号様式）（第3条第1項第3号の規定に該当する場合のみ）
- (9) その他、村長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定に基づく補助金の交付を決定したときは、山添村住宅用蓄電システム設置補助金交付決定通知書（第4号様式）、不交付を決定したときは、山添村住宅用蓄電システム設置補助金不交付決定通知書（第5号様式）にて申請者に通知するものとする。
- 3 村長は、補助金の交付決定をした場合において、その目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更（軽微な変更は除く。）を必要とする場合は、村長に山添村住宅用蓄電システム設置補助金変更承認申請書（第6号様式）に変更内容がわかる書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認した場合に準用する。

3 同条第1項の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容の著しい変更
- (2) 補助対象経費の5パーセントを超える変更

(事業の中止)

第9条 交付決定者は、補助対象設備の設置（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合にあっては、当該住宅への入居）を取りやめようとするときは、速やかに山添村住宅用蓄電システム設置補助金中止承認申請書（第7号様式）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認したときは、山添村住宅用蓄電システム設置補助金中止承認通知書（第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、補助対象設備の設置（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合にあっては、当該住宅への入居）の完了後、申請日が属する年度内に、山添村住宅用蓄電システム設置補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 設置業者からの請求書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 設置後の写真
- (4) その他、村長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 村長は、前条の規定に基づき完了報告書等の提出があった場合は、速やかに書類審査及び現地調査等により、内容を審査し適当と認める場合は補助金を交付する。

2 交付決定者は、前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、山添村住宅用蓄電システム設置補助金請求書（第10号様式）を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を山添村住宅用蓄電システム設置補助金交付決定取消し通知書（第11号様式）をもって取消し、又は既に交付した補助金については山添村住宅用蓄電システム設置補助金返還通知書（第12号様式）をもって全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。
- (2) 第7条第3項の規定に基づく、村長が付した条件に違反したとき。
- (3) 申請日が属する年度内に第10条の規定による完了報告をすることができなかつたとき。

(4) その他、村長が取消又は返還に該当すると判断したとき。

(広報等への協力)

第13条 補助金の交付を受けた者は、必要に応じ次の各号に定める内容について協力するものとする。

- (1) 広報紙や各種計画等への設置写真等の提供
- (2) 広報紙や各種計画等への使用状況などにかかるインタビューやデータの提供
- (3) その他村長が必要と認めるもの

2 前項の規定により提供を受ける場合、個人情報に係る法令等を遵守するものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 (令和8年3月山添村告示第22号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。